

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月21日
【事業年度】	第12期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6447-7961
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 平林 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6447-7961
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 平林 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高	(千円)	-	-	-	-	973,648
経常利益	(千円)	-	-	-	-	51,256
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	-	-	-	-	23,611
包括利益	(千円)	-	-	-	-	23,611
純資産額	(千円)	-	-	-	-	1,221,509
総資産額	(千円)	-	-	-	-	1,754,420
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	139.48
1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	2.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	2.66
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	68.9
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	2.0
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	166.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	4,407
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	368,335
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	258,301
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	-	850,211
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	48 (4)

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高 (千円)	324,520	574,739	958,320	1,039,896	973,648
経常利益 (千円)	22,415	88,328	245,164	135,919	61,956
当期純利益 (千円)	22,153	113,616	150,604	70,397	34,310
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	128,550	128,550	493,255	494,655	506,205
発行済株式総数 (株)	14,670	14,670	1,682,200	8,431,000	8,666,950
純資産額 (千円)	62,921	176,538	1,056,554	1,144,962	1,232,209
総資産額 (千円)	165,549	335,729	1,287,875	1,447,292	1,760,068
1株当たり純資産額 (円)	8.58	24.07	125.62	134.00	140.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.02	15.49	19.83	8.36	4.00
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	18.99	7.85	3.87
自己資本比率 (%)	38.0	52.6	82.0	78.1	69.3
自己資本利益率 (%)	42.7	94.9	24.4	6.4	2.9
株価収益率 (倍)	-	-	94.4	82.8	114.4
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	12,392	27,836	211,789	89,783	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	17,580	2,956	44,101	253,237	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,564	30,739	662,466	157,592	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	65,710	121,329	951,483	945,622	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	17 (2)	23 (2)	34 (3)	44 (5)	46 (4)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期から第11期は関連会社が存在しないため、第12期は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期及び第9期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第8期及び第9期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
7. 当社は平成26年3月2日付で普通株式1株につき100株、平成26年10月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 当社は平成26年6月27日に東京証券取引所マザーズに上場したため、平成26年9月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から平成26年9月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
9. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成16年12月	インターネットを利用した医師向けの情報提供サービスを主たる事業目的として、東京都港区赤坂に株式会社メディカル・オブリージュ(現メドピア株式会社)を設立
平成17年3月	人材紹介会社への転職希望医師の一括登録サービス「医局@人事」を開設し、医師求人情報サービスを開始
平成19年2月	東京都港区北青山に本社移転
平成19年8月	当社基盤事業である医師専用サイト「Next Doctors(現MedPeer)」の運用を開始
平成21年3月	「Next Doctors」サイト内で医師集合知サービス(リサーチ)を開始
平成21年5月	株式会社日経B Pと、両社のコミュニティサイト統合を中心とする業務提携契約を締結
平成21年10月	「Next Doctors」を「MedPeer」に改称、日経メディカル オンライン(現日経メディカル)との共同事業運営を開始
平成22年4月	株式会社メディカル・オブリージュからメドピア株式会社に商号を変更 東京都港区南青山に本社移転
平成22年5月	医師集合知サービス(マーケティング支援)を開始 「MedPeer」サイト内で、「インタラクティブ・ケース・カンファレンス(症例検討会)」、「薬剤評価掲示板」サービスを開始
平成23年3月	「MedPeer」サイト内で「Meet the Experts(症例相談)」サービスを開始
平成23年6月	「医局@人事」を「MedPeer」サイト内に移行、「MedPeerキャリア」としてサービスを開始
平成24年5月	東京都渋谷区渋谷に本社移転
平成26年6月	東証マザーズ市場上場
平成26年7月	「MedPeer」サイト内で、「ホスピタル・レポート(ホスレポ)」サービスを開始
平成26年9月	「MedPeer」サイト内で、「医療機器評価掲示板」サービスを開始
平成26年11月	東京都渋谷区恵比寿に本社移転
平成27年6月	株式会社メディカルトリビューンと、医師会員の連携を行う業務提携契約を締結
平成28年6月	日本アルトマーク株式会社と医師等医療関係者認証サービスを提供する事業を目的とした合併事業会社 株式会社medバス(現持分法適用関連会社)を東京都港区に設立
平成28年7月	株式会社Mediplatの株式を株式交換により取得し、100%子会社化(現連結子会社)

3 【事業の内容】

当社グループ事業は、医師向けソーシャル・メディア「MedPeer」を中心とした単一事業であります。主なサービス内容は、「医師集合知サービス」及び「医師求人情報サービス」から構成されております。

当社グループは「Supporting Doctors, Helping Patients. (医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」というミッションの下、「集合知により医療を再発明すること。」をビジョンとしております。具体的には医療現場における医師発の生の情報を共有するナレッジマネジメントツールである「MedPeer」サイトを運営し、全国のあらゆる医師が一同に集まる「場」をインターネット上に設けております。医師の集合知（不特定多数の知見を蓄積し、分析、体系化することで生成される情報）を形成することで医師同士が支えあう大きな力を生み出し、医療の質、すなわち患者への治療の質をより一層向上させるものと認識しております。

「MedPeer」は、医師の疑問と回答を医師同士の善意の連鎖で結び付け、「集合知」を形成しております。医療に貢献することを目的として立ち上げたサイトであり、医師である「MedPeer」会員は無料でサービスを利用することができます。また、製薬企業に対して「医師集合知」の閲覧や、医療用医薬品の広告掲載枠を提供するとともに（医師集合知サービス）、人材紹介会社へ医師の求職者情報を提供すること（医師求人情報サービス）等により収益を確保しております。

また、平成28年7月1日付で株式交換により連結子会社となった遠隔医療相談サービス「first call」を展開する株式会社Mediplatと、平成28年6月1日付で新規設立により持分法適用関連会社となった株式会社medパスを連結の範囲に追加しております。

なお、医師求人情報サービスは、当社設立以来の継続事業であります。平成22年5月に「薬剤評価掲示板」の提供を開始したことを契機に、平成23年9月期以降、医師集合知サービスの売上高は医師求人情報サービスを上回る規模となっており、医師集合知サービスが当社の中核事業となっております。

(1)医師集合知サービス

「MedPeer」サイトへ掲載される情報が、他の医師の医療行為へ重大な影響を及ぼすため、サイトの利用者である会員は医師に限定しております。ただし、医学生による「MedPeer」サイトの活用は医療の勉強に有益であることから、医学生に対しても会員資格を付与しております。

また、医学生会員は、医師会員同様「MedPeer」サイトを閲覧することはできますが、医師が医療行為を行う際の参考情報となり得る各種サービスにおいて、一切の投稿を禁止する措置を講じております。

当社は会員資格付与に際し、専門機関のシステムを通じて医師資格を確認するとともに、医師免許にかかる公的書類を徴求し、又は電話による本人確認を実施し、厳重に審査を実施しております。一方、医学生については顔写真付の学生証の写しを徴求し、厳重な審査を実施しております。

MedPeer会員は「MedPeer」サイトの諸機能を無料で活用でき、サイトの閲覧を通じて得た知見等を臨床ないし医療技術の研鑽に役立てることが出来ます。なお、MedPeer会員に対しては「MedPeer」サイトの活用に応じてポイントを付与しており、ポイントは「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。

医師集合知サービス（会員向けサービス）

サービス	内容
薬剤評価掲示板	2,621種の医療用医薬品を対象に（平成28年9月30日時点）、医薬品毎に 製品基本情報の閲覧 薬剤の処方経験を有する医師会員による定量・定性評価情報への書き込み・閲覧 同種薬効、関連医薬品リストの閲覧 製薬企業サイトへのリンクサービスを行っております。
Meet the Experts（症例相談）	我が国の医師資格は専門の疾患に限定するものでないことから、専門外の患者に対する臨床機会に直面することがあり、専門外の患者に適切な診断を行えないケースが想定されます。このような場合には、当該疾患領域におけるオピニオンリーダーであるエキスパートドクターの意見を取り込む必要があり、このエキスパートドクターへの相談機会を提供しております。
インタラクティブ・ケース・カンファレンス（症例検討会）	臨床医としてのスキルを磨く場としてインターネット上での症例検討会サービスを行っております。具体的には会員より匿名化された症例情報が提供され、これに対し他の会員より疾患の鑑別がなされるというものです。医師は自分の所属する病院や大学の垣根を越え、全国の医師と症例検討をすることが可能となっております。
ディスカッション	医師会員の専門疾患領域に係る事項、臨床一般に係る事項、病院運営に係る事項等の様々なテーマを題目とする掲示板を運営しております。
リサーチ	医師会員等の依頼により、「MedPeer」サイト内でアンケートを実施し、その結果をリアルタイムに公開することで、医師会員の意識調査や医師間の情報共有ができるサービスを提供しております。

顧客である製薬企業等に対しては「MedPeer」サイト内の医師の処方動向の閲覧、最新の医師臨床知見の閲覧、広告掲載枠の提供を行っております。当社は、これら製薬企業等に医師マーケティング支援を行うことでメディア収入を得ております。また、製薬企業等からインターネットを通じた医師に対するアンケート調査等のリサーチを受託しております。

具体的な顧客向けサービスは以下のとおりです。

医師集合知サービス（顧客向けサービス）

サービス	内容
マーケティング支援（メディア）	「薬剤評価掲示板」内の顧客である製薬企業が販売する薬剤の評価ページ内にテキスト広告を掲示することができます。また、広告内に顧客が作成したリンクを設定できるため、顧客は医師であることが確認された会員に対して自社コンテンツを閲覧させることが可能となります。同時に顧客はフィードバック情報として該当薬剤の属する疾患領域全体の薬剤評価を他社薬剤も含めてすべて閲覧することが可能となり、マーケティング戦略の立案に活用することができます。 「Meet the Experts」内で相談された特定疾患領域において、製薬企業は当該疾患領域のオピニオンリーダーである、エキスパートドクターと医師会員とのコミュニケーションを閲覧することができるため、最新の医師臨床所見を共有することができ、マーケティング戦略の立案に活用することができます。
リサーチ（受託）	当社は製薬企業、医療機器メーカー、マーケティングリサーチ関連企業、広告代理店等を顧客として、インターネット上のアンケート調査実施サービスを提供しております。当社運営サイト「MedPeer」の会員データベースを活用したアンケート調査実施サービスは、年齢、勤務地域、診療科目、医師経験年数等、多くの属性項目から回答者選択を可能とし、臨床の現場や薬剤に関連した見解の収集、特定薬剤の市場規模の把握、マーケティング戦略立案など様々な場面において、従来型の紙によるアンケートと比べてもスピードとコストの面で優位性を持っております。

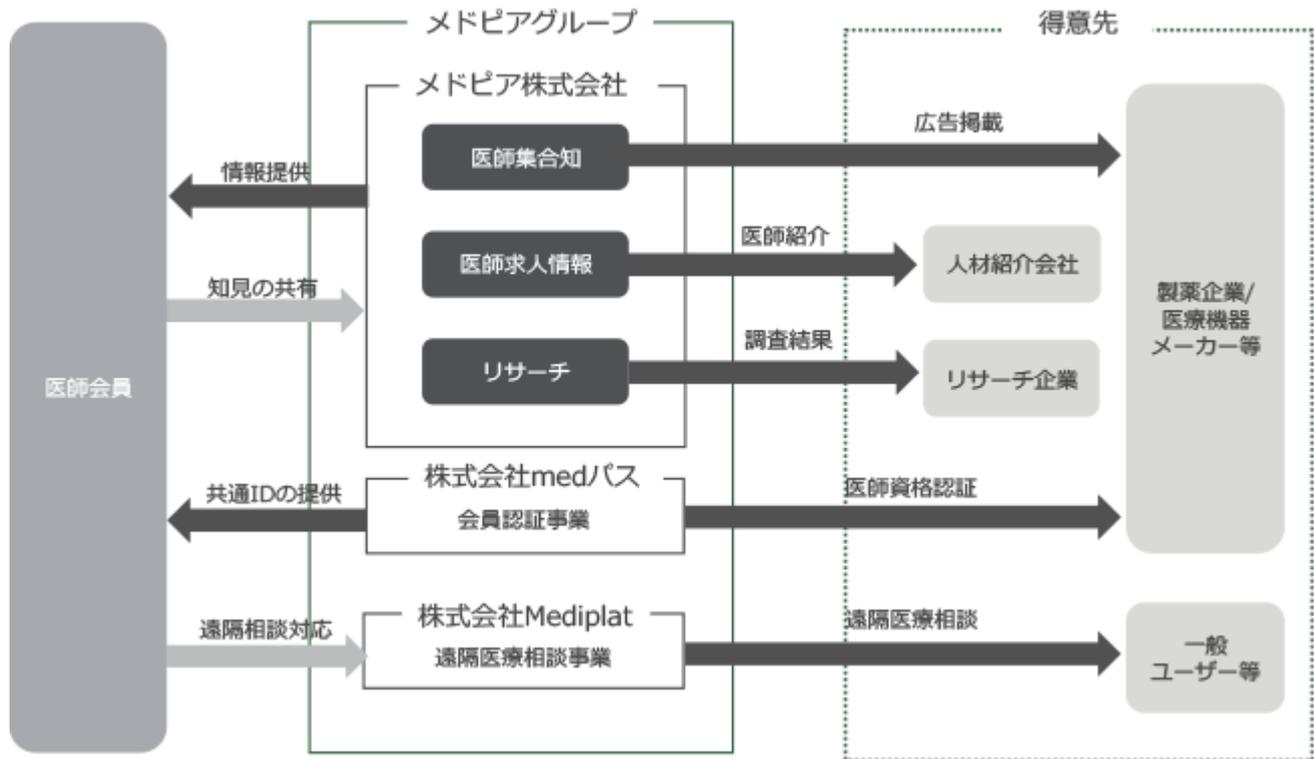
(2) 医師求人情報サービス

当サービスは、医師向け人材紹介会社を顧客とし、「MedPeer」サイトを通じ、顧客による求人情報の提供機会を提供するとともに、転職を希望する会員が人材紹介会社に登録する機会を提供しております。「MedPeer」サイトを利用している会員は勤務医が過半数を占めており、一般的に勤務医の人材流動性は高いとされていることから、会員に対する転職情報や機会の提供は、人材紹介会社に効率的な営業機会を提供しております。

具体的な会員向けサービスは以下のとおりです。

サービス	内容
一括登録	会員に対して自身の職務経歴等を「MedPeer」サイトにのみ入力するだけで、複数の人材紹介会社へ一括登録できるという利便性を提供しております。これにより、人材紹介会社は効率的に転職希望者の情報を得ることができます。
求人案件	複数の人材紹介会社から求人案件を収集し、求人情報を求める会員へ効率的に情報を提供しております。

[連結事業系統図]



- (注) 1 当社は「MedPeer」会員に対し、「MedPeer」サイト上のサービスを無料にて提供しております。
 2 「MedPeer」会員が「MedPeer」サイトへの投稿やアンケート回答、求職者情報の登録等を行う場合、当社は会員に対し、ポイントを付与いたします。当該ポイントは、「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Mediplat	東京都渋谷区	7	オンライン医療 相談プラットフォームの運営	100.0	資金の貸付 役員の兼任
(持分法適用関連会社) 株式会社medパス	東京都港区	50	医師等医療関係 者認証サービス を提供する事業	49.0	役員の派遣

- (注) 1. 特定子会社に該当する会社はありません。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

	従業員数(名)
合計	48(4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 2. 当社グループは、単一セグメントであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46(4)	33.5	1.9	5,975

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度が連結初年度であるため前連結会計年度との比較は行っていません。

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復傾向が続いている一方で、海外景気の下振れ懸念などにより、景気を下押しするリスクとなっております。

一方、当社事業の主要顧客が属する医薬品業界においては、団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達する事により社会保障費の急増が懸念されるいわゆる2025年問題を背景に、薬価マイナス改定や、ジェネリック医薬品の使用促進などの医療費用の抑制が推し進められております。それに加え、市場をけん引してきた大型薬剤が順次特許切れを迎えていることから、国内外の製薬企業の収益環境は引き続き厳しい状況になることが予想されております。また、製薬企業から医師への金銭授受に関する透明性を確保する動きが活発化し、製薬企業の営業・マーケティング活動における透明性と生産性の向上が重要視されております。

このような環境の中、当社グループは、医師の集合知の共有を通じて、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、コンテンツの充実により医師会員の活性度を向上させるとともに、Web講演会などの新商品開発、遠隔医療相談サービス「first call」を展開する株式会社Mediplatを子会社化など、収益基盤の強化に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は973,648千円、営業利益は57,742千円、経常利益は51,256千円、親会社株主に帰属する当期純利益は23,611千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、850,211千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、4,407千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益51,256千円の資金増加要因、売上債権の増加額54,495千円の資金減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、368,335千円となりました。これは主に投資有価券の取得による支出227,000千円、関係会社株式の取得による支出59,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、258,301千円となりました。これは主に、長期借入による収入275,000千円によるものであります。

また、当社を株式交換親会社とし、株式会社Mediplatを株式交換完全子会社とする株式交換を行ったことに伴い、株式交換による現金及び現金同等物の増加額が10,215千円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産をおこなっていないため、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当社グループは、単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
医師集合知サービス	881,979	-
医師求人情報サービス	91,668	-
合計	973,648	-

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)
ファイザー株式会社	113,583	11.7
武田薬品工業株式会社	100,000	10.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループサービスの提供先となる医療・ヘルスケア業界において、e-Marketingの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化と共に、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、当社グループ運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するための必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を高めていく必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

運営サイト「MedPeer」の継続的成長

知名度の向上

サイトの安全性強化

収益基盤の強化

競合他社への対応

優秀な人材の採用

経営管理体制の強化

運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持するためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていく上での疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから社会的信頼を確保するためにも、個人情報保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（ ）等の遵守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持を進めて参ります。

製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬事法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルール

知名度の向上

当社グループは、当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医師のみならず、製薬企業、医療機器メーカー、人材紹介会社等の顧客に対して当社運営サイト「MedPeer」の知名度の向上を図ることが必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは今後、当社グループ及び当社運営サイト「MedPeer」の知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進していく方針です。

サイトの安全性強化

インターネット技術の進化にともない、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方でサイトの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せてきております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサイトに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。このため、サイトの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底する方針です。

収益基盤の強化

当社グループは製薬企業を顧客としたマーケティング支援サービスを主な収益源としております。当社グループが安定した成長を続けていくためには、マーケティング支援サービスの実績を重ね、顧客からの信頼性を向上させることにより、受注対象となった医薬品に対するリピート受注を図るとともに、同一顧客の他の医薬品まで受注範囲を広げ、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。この課題に対処するため、インターネット技術を活用し、顧客の要望に応えた新サービスの開発を図ること、運営サイト「MedPeer」の更なる会員獲得と活性化により顧客満足度を向上させることで収益基盤の強化を進めて参ります。

競合他社への対応

製薬企業のe-Marketing市場においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新規参入企業等が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、製薬企業内でe-Marketingに対する認知度が高まり、利用企業数が増加すれば、当社グループにとってもメリットは大きいものと思われます。当社グループでは、医師にとって使い勝手の良いサイト構築を進めるとともに、製薬企業毎に異なるe-Marketing施策との協調、低コストオペレーションによる価格競争力及び広告対象薬剤数の拡大を軸に、更なる成長に取り組んで参ります。

優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」サイトによるサービスを事業基盤としており、その利便性及び機能の維持向上のためにも、サイト構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。また、営業担当者についても収益基盤の強化と併せて適時に採用を進めていく必要があります。これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めて参ります。

経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的にサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令遵守の徹底に努めて参ります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

事業環境について

イ. インターネットについて

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業を展開しており、医療分野におけるインターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットの更なる普及が成長のために不可欠な条件と考えております。しかしながら、医療分野におけるインターネット普及の障壁、利用に関する新たな規制やインターネットビジネス関連事業者を対象とする法的規制等の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ロ. 医療及びヘルスケア市場について

現在、当社グループの主要顧客は製薬企業となっております。当社グループの提供するサービスは、製薬企業の既存のマーケティング戦略に新たな選択肢を与えるもので、社会全体の医療費の動向に大きく左右されるものではありませんが、市場の停滞、縮小や新たな市場動向に当社が対応できない場合には、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

また、製薬企業間において、グローバルなレベルでの企業間競争が展開され、再編の動きが続いております。企業間競争は当社が提供する各種サービスの採用を加速する可能性がある一方、再編された既存顧客による方針変更等が生じた場合には契約見直しの可能性もあり、その場合には当社の業績に影響を与える可能性があります。

事業運営について

イ. 個人情報、顧客情報の保護について

当社グループは、「MedPeer」サイト上で登録された会員の個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めております。個人情報取扱規程を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの順守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社グループが保有する個人情報につき、今後、漏洩、改ざん若しくは不正使用等が生じる可能性を完全に否定することはできません。個人情報の流出等の重大なトラブルが当社グループ、当社グループの業務提携先若しくは当社グループの顧客で発生した場合には、個人情報保護法への抵触、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、顧客より事業に関する機密情報を受け取る場合がありますが、当社グループの主な顧客は互いに競合する製薬企業であり、顧客情報の取り扱いに細心の注意を払う必要があります。そのため、顧客情報に関する業務フローを定め、厳格に管理するとともに社内教育の徹底を図っております。しかしながら、機密情報の流出等の重大なトラブルが当社で発生した場合、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

ロ. 知的財産権について

当社グループ運営サイト「MedPeer」は、会員数の多さと他業界で一般的な評価サービスを組み合わせていることにより差別化されており、特殊な技術やプログラミング等を利用していないため、特許の有無による当社事業への影響は大きくないと考えております。

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、当社グループの事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野で第三者により知的財産権等が成立する可能性は否定できません。かかる場合においては、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害すること

による損害賠償請求や差止請求等、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは当社グループの持つ商標権を侵害されないよう細心の注意を払っていますが、他者からの侵害を把握しきれない、若しくは適切な対応ができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

八．サイト機能の充実について

当社グループは、医師である会員に対し臨床現場に有用な情報を提供するサービスを行うため、「MedPeer」サイトにおける機能の拡充を進めております。しかしながら、今後、有力コンテンツの導入や会員のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、会員に対する訴求力の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

二．技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入が相次いで行われております。当社グループは、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定どおりに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ホ．システム面について

当社グループの運営するサイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。現在、一部のサーバーに関してクラウドサービスへの移行をしておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社グループサービスの提供に支障をきたす可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ヘ．ポイントシステムについて

当社グループは、一部サービスにおいて、寄付金やギフト券等に交換可能なMedPeerポイントを会員に対して付与しております。このポイントが不正な操作等により、当社グループが正式に発行した以上に集められ、交換を求められた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

事業内容について

イ．各種規制について

当社グループにおいて医師集合知サービス等を展開する上で、「MedPeer」サイトに掲載している医療用医薬品に関する記載については、薬機法による規制を受けております。薬機法による規制については、厚生労働省が管轄官庁であります。当社グループは、医療用医薬品に関する「MedPeer」サイト上の記載が薬機法に準拠していることの確認を行っております。

また法的規制以外では、日本製薬工業協会が定める「製薬協コード・オブ・プラクティス」が存在します。製薬協コード・オブ・プラクティスとは、製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルールであり、当社グループでは当該コードの順守に努めております。

しかしながら、業界では各種規制の見直しが進んでおり、関連法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ロ．「MedPeer」への依存について

当社グループは、医師専用サイト「MedPeer」を運営しており、医師間の情報共有に特化した機能を提供しております。そして当社グループの事業は、「MedPeer」サイトを基盤としたものとなっております。このため、新たな規制の導入等、予期せぬ事象によりサイトの利便性が低下し、同業他社に対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサイト運営が不能となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ハ．サイトの健全性の維持について

「MedPeer」サイトでは不特定多数の会員同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにドクターサポート（会員サポート）担当者を設置し、社内で独自のガイドラインを整備した上で、薬剤評価掲示板についてはすべてのコメントを目視にて確認しております。また、利用規約等に違反した会員に対してはドクターサポート担当者から改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約で定められている主な禁止事項の内容は以下のとおりとなっております。

1. 法令又は公序良俗に違反する行為
2. 第三者の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
3. 第三者の信用若しくは名誉を侵害し、又は第三者のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
4. 営利・非営利を問わず、全ての医療及び医療類似行為
5. 他の会員の個人情報を収集、蓄積する行為、又はこれらの行為をしようとする事
6. 本人、第三者の如何を問わず個人のメールアドレス、電話番号、住所など個人と特定しうる情報の掲載行為
7. 虚偽の情報（名前、誕生日、メールアドレス、住所などの個人情報を含む）を掲載、登録することで第三者になりすます行為
8. 違反行為により利用停止された会員が再度サービスに登録する行為
9. 違反行為により利用停止された会員を故意又は過失により招待する行為
10. 招待状を第三者へ譲渡する行為、また会員資格を第三者に利用させる又は譲渡する行為
11. 一つの会員資格を複数人で利用する行為
12. 一人で複数の会員資格を保有する行為
13. 本サービス上の画像などを含めた情報を無断使用・編集・複製・転載する行為
14. 運営会社又は会員が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
15. 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
16. その他、運営会社が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サイト内における不適切行為の有無等を完全に把握することが困難となり、サイト内において発生したトラブルが起因となり、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループの法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のため会員サポートにかかる人員増強等、サイトの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針ではありますが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

二. 「MedPeer」サイト利用者の投稿コンテンツの利用について

当社グループでは、「MedPeer」サイトへ会員が投稿したコンテンツを、投稿者への利用確認、個人情報の排除等の処理を行った上で、顧客へ提供、顧客の販促物に掲載、雑誌や新聞に掲載する場合があります。この場合においては、当該コンテンツについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、必要な場合には投稿者への個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えております。しかしながら、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ホ. 「MedPeer」サイト内に掲載される広告について

当社グループ運営サイト「MedPeer」及び当社グループが配信するメールマガジンに掲載される広告においては、当社グループ独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により当社が掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や会員等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サイトのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

へ．競合について

当社グループ運営サイト「MedPeer」は、会員である医師が臨床に有用な情報を効果的に得られるよう、医師目線を念頭に構成しており、医師間の情報共有に特化したサイトとして、様々な医師向けウェブサイトの中で特徴を有しているものと認識しております。

当社グループが提供する医師集合知サービスは、直接、又は間接的に他社と競合する場合がありますが、当社グループでは上記特徴を活かしながら、同業他社と比較し、より医師が使い易い情報供給源であるためのサービスの改善を継続的に行い、薬剤の処方行動変容を的確に把握し得る、効率的な製薬企業の営業・マーケティング活動の支援サービスを展開しています。既存の同業他社による製薬企業にとっての利便性を重視したサービスとは、既に構築されているサイトサービスの構成等に相当の差が存在していることから、同業他社に対する模倣の障壁は比較的高いものと認識しております。

「MedPeer」会員数は10万人に達し（平成28年9月30日現在）、薬剤評価掲示板への投稿累計数も50万件（平成28年9月30日現在）を超えていることから、「MedPeer」会員のサイトへの参画度合は相当に高いと認識しております。このような会員層と会員数を獲得することは容易ではないものと考えられることから、新規の参入障壁は比較的高いものと認識しています。

しかし、当社グループが今後において優位性をより強め、「MedPeer」サイトの医師にとっての利用価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があります。今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度を有する先行同業他社による模倣や、資本力、マーケティング力、専門性を有する企業等の参入によって、当社グループの競争優位性が低下または競争が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ト．当社グループサービスの陳腐化又は代替サービスの参入について

当社グループの主な事業である製薬企業の医療用医薬品販売を対象とするマーケティング支援は、「MedPeer」会員である医師が医療用医薬品の処方権を持ち、患者に対し処方行動を行うことを前提としております。従いまして、医薬品の処方を医師ではなく薬剤師や患者が直接行うようになる、また遺伝子操作等の医薬品に依存しない治療の比率が拡大する等、医療システムが抜本的に変わった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化する可能性があります。

その他、薬事法に定められた医薬品の広告に関する規制が撤廃・改変され、製薬企業による特定の医薬品の広告に関して、医療従事者の確認が不要とされた場合、一般向けの広告代理店などによる代替サービスの参入の可能性があり、その場合当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後市場規模の拡大にともない、当社グループサービスの代替となる他のマーケティングツール等が普及する可能性、並びに当社グループの顧客が業務を自ら手がけて顧客内でマーケティング活動が完結する可能性などがあり、その場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

チ．医師集合知サービスについて

当社グループの主たる収益は、製薬企業の顧客の広告予算を対象とした医師集合知サービスによる収入であります。平成28年9月期における売上高（973,648千円）に占める医師集合知サービスの売上高の比率は90.6%（881,979千円）であり、その依存度は高い状況にあります。従って、製薬企業における広告費の支出動向や他の媒体との競合の激化及び「MedPeer」サイトの健全性が損なわれること等により、「MedPeer」のブランド力が低下し、当社グループのマーケティング支援の売上高が減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、医師集合知サービスには、一部顧客と会員の間でのメッセージのやりとりを伴うものが含まれます。メッセージの内容に関する責任は基本的に発信者自身が負いますが、当社グループのサービスを使った顧客、会員等による発信情報が当事者若しくは第三者に損害を与えた場合、それに関連して当社グループの責任が問われる可能性があります。

なお、医師集合知サービスに不具合があった場合、原則その責任の範囲は契約金額が上限であり、機会損失は補填しないと契約に記載していますが、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

組織体制について

イ．代表取締役社長 石見陽への依存について

代表取締役社長である石見陽は当社グループ創業者であります。石見は、現在も週に1回、医師として臨床の現場に立ち現役医師としての視点を維持するとともに、インターネット関連事業に関する豊富な経験と知識を蓄積しております。

当社グループは、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、石見に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により石見が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ロ．小規模組織であること

当社グループは、小規模な組織であり、現在の内部管理体制もこれに応じたものになっております。当社グループは、今後の事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を継続的に図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、現在当社グループは従業員の多くが近接した地域に在住しているため、自然災害や火災などの大きなアクシデントが起きた場合、損害が集中しやすく、事業の継続に影響が出る可能性があります。

その他

イ．新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループでは、「MedPeer」サイトによるサービスを中心として、新規事業を展開する可能性があります。新規事業の展開にあたってはその性質上、計画どおりに事業が展開できず投資を回収できなくなる可能性や、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ロ．配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社グループは平成24年9月期から平成27年9月期まで当期純利益、平成28年9月期より親会社株主に帰属する当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ハ．新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

本書提出日におけるストック・オプションによる新株予約権の個数は12,195個であり、発行済株式総数8,669,450株の17.5%に相当しております。当社の株価が行使価額を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

5 【経営上の重要な契約等】

(株式交換契約の締結)

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社Mediplat（以下「MP社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、10万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の診療を支援しております。

一方、MP社は、テレビ電話で医師への相談ができるオンライン医療相談プラットフォーム「first call」を平成28年2月より 版で展開しており、遠隔医療サービスを日本国内で展開している数少ない企業の一つです。

昨今、ICTを活用した遠隔医療に関する動きが活発化し、医師の約9割が「遠隔医療は進む」と考えているものの、「遠隔医療に参画したい」という医師は約4割に留まっております（出所：平成28年4月15日付 当社調べ）。一方で、遠隔医療は病院や診療所、訪問診療の現場で活用することで、「かかりつけ医」体制の整備の一助を担い、国内医療システムの最適化に貢献することが想定されます。そのような遠隔医療に医師が積極的に参画していくためには、厚生労働省や医師会等とのコミュニケーションを重視しながら医療現場の課題や法制度の変化を迅速にとらえたうえで、サービス開発や、医師への情報提供および啓発を行っていく必要があります。

このような状況を踏まえると、10万人以上の医師会員を中心とした医療における多方面のネットワークを持つ当社とMP社が統合することにより、より充実した遠隔医療サービスの開発と医師へ適切な情報提供を行いながら、医師と当該サービスのマッチングを促進することで、国民の医療の質のさらなる向上と効率化やへき地医療の充実など、遠隔医療全体の発展に寄与できると見込んでおります。また、米国を中心に海外ではその市場は広がりを見せており、わずか5年間で10倍に成長することが予想されており、当社にとっても事業ポートフォリオ拡充により、一層の事業基盤強化を見込めることから、本件統合について合意いたしました。

(2) 株式交換の効力発生日

平成28年7月1日

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換の方法

本株式交換は会社法767条に基づく、当社を株式交換完全親会社、MP社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。当社は、会社法796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会による承認を得ることなく行われております。

本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容

	当社（株式交換完全親会社）	MP社（株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容 （株式交換比率）	1	47.3
本株式交換により割当てる株式数	当社普通株式：70,950株	

（注）MP社株式1株に対して、当社株式47.3株を割当て交付します。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィンパートナーズ」という。)にMP社の株式価値の算定を依頼することとしました。

グローウィンパートナーズは、MP社の普通株式については、非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)と評価基準日における過去の企業活動の蓄積である資産・負債を基準にした算定を行うことも、MP社は平成27年11月25日に設立された会社ですが、株式価値を測定するのに有用と考えられるため修正純資産法を用いて株式価値分析を行いました。

グローウィンパートナーズは、株式価値算定書の提出に際して、MP社及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとの事です。加えて、MP社の財務予測については、MP社により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとの事です。

なお、DCF法の算定の基礎としたMP社が作成した財務予測(事業計画)については、平成29年3月期において、事業の立上げ及び拡大に伴う販管費増加等により営業利益 53百万円となると見込んでおります。また、平成30年3月期においては、上記の事業拡大に伴い継続的に利益が生じるものとして売上高296百万円、営業利益、経常利益、当期純利益について58百万円となると見込んでおります。

グローウィンパートナーズがDCF法に基づき算定して、MP社普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

	算定結果(円/株)
DCF法	28,648円～49,585円
修正純資産法	8,224円

一方で、上場会社である当社の株式価値については、東京証券取引所マザーズ市場に上場し、市場株価が存在することから、市場株価法(平成28年5月12日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値635円、ならびに算定基準日の直近1ヶ月の取引日における終値平均705円を交換比率算定の基礎とする方法)を採用しております。

採用手法	算定結果(円/株)
市場株価法	635円～705円

当社は、グローウィンパートナーズによるMP社の株式価値の算定結果を参考に、MP社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びMP社の間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率を1:47.3と決定しました。

(5) 本株式交換により交付した当社の株数等

本株式交換により交付された当社の普通株式の数は70,950株であります。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

名称 メドピア株式会社
 所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 事業内容 医師向けソーシャル・メディア「MedPeer」の運営
 資本金 506,205千円

(7) 本株式交換により完全子会社となる会社の概要

株式交換完全子会社

名称 株式会社Mediplat
 所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 事業内容 遠隔診療プラットフォーム及び医師向けプラットフォームの提供
 資本金 7,500千円

(株式取得に関する契約)

当社は平成28年9月26日開催の取締役会において、株式会社クックパッドダイエツトラボの株式を取得し子会社化することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結、平成28年10月1日付で全株式を取得し、子会社化いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、当連結会計年度が連結初年度であるため前連結会計年度との比較は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度における資産合計は、1,754,420千円となりました。主な内訳は現金及び預金850,211千円、受取手形及び売掛金240,700千円、のれん156,629千円であります。

(負債)

当連結会計年度における負債合計は、532,910千円となりました。主な内訳は借入金377,314千円、ポイント引当金42,546千円であります。

(純資産)

当連結会計年度における純資産合計は、1,221,509千円となりました。主な内訳は、資本金506,205千円、資本剰余金528,629千円、利益剰余金174,052千円であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は973,648千円となりました。内訳は、医師集合知サービス881,979千円、医師求人情報サービス91,668千円です。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は221,301千円となりました。これは、「MedPeer」サイトの改善及び新サービス開発に伴う人件費及びクラウド型サーバーの利用料によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は694,604千円となりました。これは主に、業容拡大に伴う人員増強による人件費及び採用教育費の増加等によるものであります。この結果、当連結会計年度における営業利益は57,742千円となりました。

当連結会計年度において営業外収益は1,478千円、営業外費用は7,964千円発生しており、経常利益は51,256千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

上記の諸要因により、当連結会計年度において税金等調整前当期純利益は51,256千円となりました。また、法人税、住民税及び事業税を21,373千円計上し、繰延税金資産が6,272千円増加したため、親会社株主に帰属する当期純利益は23,611千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制、事業運営体制等、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。このため、事業環境を注視するとともに、優秀な人材の採用と組織体制の整備、内部統制システムの強化等によりこれらのリスク要因に対応するよう努めて参ります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」をミッションとして、医療・社会の変革を目指しておりますが、「MedPeer」会員の増加、サイトの活性化を図ることが、「MedPeer」会員及び顧客である製薬企業の満足度向上に資するものと認識しております。

次期につきましては、医師会員の活性度をより向上させることにより、「MedPeer」サイト内での広告価値を高めるとともに、各製薬企業のニーズに合ったソリューションを提供することで着実な成長を図ってまいります。また、遠隔医療相談や特定保健指導などの事業領域に加え、医療現場でより活用されるサービスの開発投資を推進していく予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は49,662千円であり、その主なものは以下の通りであります。

工具、器具備品の取得 6,852千円
 本社システムの開発・整備 42,809千円

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)	事業用機器 ソフトウェア等	30,786	17,397	22,284	31,948	102,415	46(4)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は39,070千円であります。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
 5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,666,950	8,669,450	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1,2
計	8,666,950	8,669,450		

(注) 1 . 1単元の株式数は100株であります。

2 . 提出日現在発行数には、平成28年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第3回(あ)新株予約権 平成22年9月29日の臨時株主総会決議(平成22年10月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年10月21日 至平成32年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げ額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内 外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第3回(う)新株予約権 平成22年9月29日の臨時株主総会決議(平成23年8月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	100(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月18日 至平成32年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第6回(あ)新株予約権 平成24年9月5日の臨時株主総会決議(平成24年9月25日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年9月26日 至平成34年9月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第7回新株予約権 平成25年9月27日の臨時株主総会決議（平成25年9月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	320(注)1	315(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,000(注)2	157,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年9月28日 至平成35年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第8回(あ)新株予約権 平成25年12月26日の第9回定時株主総会決議(平成25年12月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	228(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	114,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年12月29日 至平成35年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第8回(い)新株予約権 平成25年12月26日の第9回定時株主総会決議(平成26年2月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年12月29日 至平成35年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第9回新株予約権 平成26年11月13日の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,937(注)1	2,772(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	293,700(注)2	277,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,818(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年1月1日 至 平成36年11月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,818 資本組入額 909(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、下記乃至に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

平成27年9月期において、売上高が14.5億円を超過し、かつEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及び無形固定資産償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）が正の値となった場合 行使可能割合：10%

平成27年9月期乃至平成30年9月期のうち、いずれかの期において売上高が20億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合：50%

平成27年9月期乃至平成30年9月期のうち、いずれかの期において売上高が30億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合：100%

- (2) 上記(1)における売上高及びEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により売上高もしくは参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役に定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権 平成28年2月10日の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,664(注)1	2,529(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	266,400(注)2	252,900(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	416(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成31年1月1日 至平成35年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成29年9月期乃至平成31年9月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

平成29年9月期及び平成30年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

平成30年9月期及び平成31年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

- (2) 上記(1)における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役に定めて定めるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各本株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)6に定める規定により本株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本株予約権の全部を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)9の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。)の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権 平成28年5月13日の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,141(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	614,100(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	635(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年5月31日 至 平成35年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の取得に関する事項	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権行使の条件

(1) 本新株予約権者は、次の各号を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

割当日から5年以内に株式会社東京証券取引所における直前1か月の当社普通株式の終値平均値が5,640円以上となった場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

割当日から3年以内に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,820円以上となった場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

- (2) 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員、従業員を退任、退職もしくは、当社または当社関係会社との契約関係が終了した場合、当該退任、退職または契約が終了した時点で上記(1)に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
6. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
8. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)9の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年3月2日 (注)1	1,452,330	1,467,000		128,550		118,550
平成26年6月26日 (注)2	160,000	1,627,000	294,400	422,950	294,400	412,950
平成26年7月22日 (注)3	10,000	1,637,000	2,750	425,700	2,750	415,700
平成26年7月28日 (注)4	35,200	1,672,200	64,768	490,468	64,768	480,468
平成26年8月5日～ 平成26年8月19日 (注)5	10,000	1,682,200	2,787	493,255	2,787	483,255
平成26年10月1日 (注)6	6,728,800	8,411,000		493,255		483,255
平成27年5月20日 (注)7	20,000	8,431,000	1,400	494,655	1,400	484,655
平成27年10月1日～ 平成28年9月30日 (注)8	165,000	8,596,000	11,550	506,205	11,550	496,205
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日 (注)9	70,950	8,666,950		506,205	32,424	528,629

(注) 1. 株式分割(1株:100株)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,000円

引受価額 3,680円

資本組入額 1,840円

3. 新株予約権の権利行使による増加です。

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 3,680円

資本組入額 1,840円

割当先 野村證券株

5. 新株予約権の権利行使による増加です。

6. 株式分割(1株:5株)によるものであります。

7. 新株予約権の権利行使による増加です。

8. 平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が165,000株、資本金が11,550千円及び資本準備金が11,550千円増加しております。

9. 株式会社Mediplatを完全子会社とする株式交換による増加であります。

10. 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ187千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	24	22	19	12	3,234	3,312	
所有株式数(単元)		610	5,779	7,076	2,495	120	70,566	86,646	2,350
所有株式数の割合(%)		0.70	6.67	8.17	2.88	0.14	81.44	100.0	

(7) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
石見 陽	東京都港区	2,800,000	32.30
島田 亨	東京都港区	745,000	8.59
BOZO株式会社	東京都港区南麻布2丁目9番40号	625,000	7.21
山中 篤史	埼玉県上尾市	450,000	5.19
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	149,200	1.72
堺 昌彦	北海道小樽市	120,000	1.38
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	110,700	1.27
石見 奈津子	東京都港区	100,000	1.15
小山内 久人	東京都品川区	100,000	1.15
林 貴夫	愛知県名古屋市瑞穂区	88,100	1.01
計		5,288,000	61.01

(注)平成28年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が、平成28年5月16日現在、下記のとおり当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては期末時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	165,300	1.92

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,664,600	86,646	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,350		
発行済株式総数	8,666,950		
総株主の議決権		86,646	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回(あ)新株予約権(平成22年10月20日取締役会決議)

決議年月日	平成22年10月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 権利行使により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員0名となっております。

第3回(う)新株予約権(平成23年8月17日取締役会決議)

決議年月日	平成23年8月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 権利行使及び取締役の退任による失効により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員0名となっております。

第6回(あ)新株予約権(平成24年9月25日取締役会決議)

決議年月日	平成24年9月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 取締役の退任、従業員の退職による失効及び権利行使により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員1名となっております。

第7回新株予約権（平成25年9月27日取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職による失効により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員は6名となっております。

第8回(あ)新株予約権（平成25年12月26日取締役会決議）

決議年月日	平成25年12月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職による失効により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員は6名となっております。

第8回(い)新株予約権(平成26年2月13日取締役会決議)

決議年月日	平成26年2月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権(平成26年11月13日取締役会決議)

決議年月日	平成26年11月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、執行役員1名、従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職による失効により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、取締役3名、執行役員1名、従業員は13名となっております。

第10回新株予約権（平成28年2月10日取締役会決議）

決議年月日	平成28年2月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、執行役員1名、従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職による失効により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、取締役4名、執行役員1名、従業員は25名となっております。

第11回新株予約権（平成28年5月13日取締役会決議）

決議年月日	平成28年5月13日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社グループは親会社株主に帰属する当期純利益を計上しているものの、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。期末配当の年1回を基本方針としております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
最高(円)			14,100 2,820	2,378	795
最低(円)			6,600 1,320	684	356

(注) 1. 当社株式は、平成26年6月27日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成26年10月1日、1株 5株)による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	795	752	607	562	518	495
最低(円)	542	541	470	487	406	421

5 【役員の状況】

男性6名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %))

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		石見 陽	昭和49年3月9日	平成11年4月 平成16年12月 東京女子医科大学病院入職 株式会社メディカル・オプリー ジュ(現当社)設立 当社取締役 平成17年6月 平成26年10月 当社代表取締役社長(現任) 株式会社綜合臨床ホールディング ス社外取締役(現任)	(注)3	2,800,000
取締役	メディカルサー ビス事業部長兼 社長室長	林 光洋	昭和48年10月18日	平成8年4月 平成15年12月 平成21年4月 平成27年4月 平成27年11月 平成28年7月 平成28年10月 平成28年12月 藤田観光株式会社入社 株式会社ディー・エヌ・エー入社 同社執行役員EC事業本部長 株式会社ベータカタリスト取締役 (現任) 株式会社Mediplat代表取締役(現 任) メドピア株式会社執行役員 メディカルサービス事業部長兼社 長室長 株式会社フィッツプラス取締役 (現任) 当社取締役(現任)	(注)3	10,879
取締役 (非常勤)		宮田 俊男	昭和50年10月19日	平成15年5月 平成16年2月 平成18年4月 平成21年7月 平成21年8月 平成22年8月 平成25年9月 平成25年9月 平成25年10月 平成26年4月 平成27年4月 平成27年12月 平成28年6月 三井記念病院外科研修医 大阪厚生年金病院外科レジデント 日本生命済生会付属日生病院外科 専攻医 大阪大学大学院医学系研究科心臓 血管外科学特任助教 厚生労働省医政局課長補佐 厚生労働省医薬食品局課長補佐 日本医療政策機構 エグゼクティ ブ・ディレクター、医療政策ユ ニット長 神奈川県庁顧問(ライフイノー ベーション)(現任) 国立がん研究センター政策室長 (現任) 東北大学医学部客員教授(現任) 大阪大学医学部招聘教授(現任) 京都大学産学官連携本部客員教授 (現任) 当社取締役(現任) 日本医療政策機構 理事(現 任)	(注)3	
監査役 (常勤)		龍湖 康雄	昭和27年9月28日	昭和51年4月 平成10年3月 平成16年3月 平成16年5月 平成24年9月 株式会社グイェー入社 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)入社 インテグレーション・マネジメン ト株式会社取締役 株式会社ハブ監査役 当社監査役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		葉山 孝	昭和22年11月12日	昭和45年4月 平成14年4月 平成17年3月 平成19年9月 平成24年12月	日本生命保険相互会社入社 朝日監査法人(現有限責任あずさ 監査法人)入所 公認会計士葉山孝事務所代表(現 任) 株式会社CELL(現株式会社ドワン ゴ)取締役就任(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	41,500
監査役 (非常勤)		佐藤 弘康	昭和49年6月17日	平成13年10月 平成21年4月 平成24年12月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現成和明哲 法律事務所)入所 成和明哲法律事務所パートナー (現任) 当社監査役(現任)	(注)4	
計							2,852,379

- (注) 1. 取締役 宮田俊男は、社外取締役であります。
2. 監査役 龍湖康雄、葉山孝及び佐藤弘康は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年12月21日の定時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成26年2月28日の臨時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能の強化、及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員にはCTO室長 福村彰展を選任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社が「MedPeer」サイトを中心として提供するサービスは、医師に中立性、健全性の観点から信頼される事が基本的な成立要件であります。医師からの信頼を高める上で、運営母体の信用向上は欠かせない要件であるとともに、株主をはじめとして従業員、取引先、債権者、医療業界等の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が持続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

(企業統治の体制の概要)

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役3名で構成されており、うち社外取締役が1名であります。意思決定機関としての透明性、公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を明確化するため、社外取締役1名を選任しております。また社外監査役3名も取締役会に出席しており、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制の強化に努めております。

定例取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ハ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ニ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

a．自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経済情勢の変化に応じて財務戦略等の経営戦略を機動的に遂行するためであります。

b．中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うためであります。

ホ．監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

また、常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

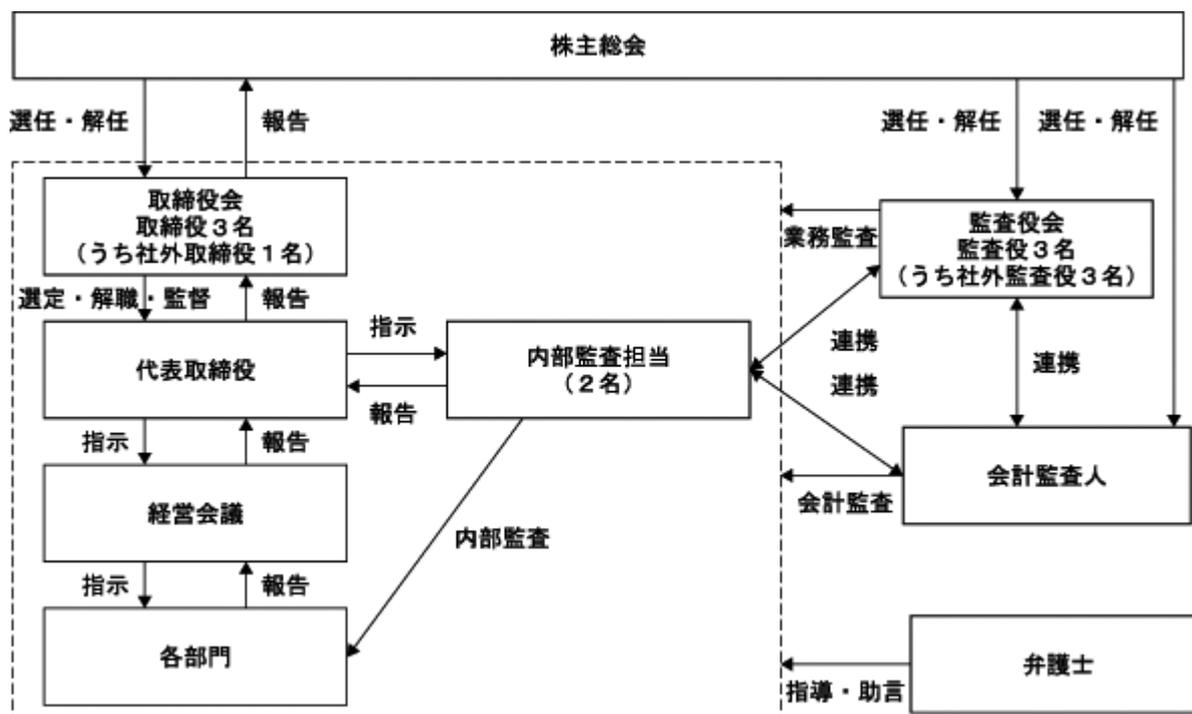
へ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ト．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

チ．当社のコーポレート・ガバナンス体制図



(当該企業統治の体制を採用する理由)

当社は、経営に対する意思決定のスピードアップと企業活動の透明性を高めるために上記の企業統治体制を採用しております。

(内部統制システムの整備の状況)

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「Mission」「Vision」「Our Values」及び規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び使用人に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。

取締役会は、コンプライアンスに関する規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに取り組むための体制を整備してまいります。

代表取締役社長は、「リスクマネジメント規程」に基づきコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理体制の整備及び問題点の把握に努めてまいります。

取締役会は、経営企画部長、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。

監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正普遍的な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。

内部監査担当部署は、「内部監査規程」に基づき各部署におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行ない、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスクマネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行なうものとしたします。

情報セキュリティ管理規程、個人情報取扱規程に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものとしたします。

万一不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものとしたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。

取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものとしたします。

取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものとしたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することとしたします。

前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしたします。

上記1号に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものいたします。

取締役、執行役員または使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。

取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

ロ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、ヘルプライン規程を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。

当該制度においては、内部通報の受付窓口は経営企画部長、監査役及び外部の法律事務所を設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。

当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることいたします。

監査役が経営会議などの重要会議に出席し、または稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することいたします。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社では、リスク管理に関するリスクマネジメント規程を定めると共に、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、社内リスクの洗い出しとそれらのレベル分けを行い、優先的対応案件からの順次の対応と予防、再発防止策の策定及び実施を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置してはおりませんが、代表取締役の指名した内部監査責任者の指揮のもと、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。なお、内部監査責任者が所属している部門の内部監査については、代表取締役が別部門から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役へ報告を行っております。

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、1回の定時監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに

に、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

内部監査責任者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査責任者が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に7年を超えて関与することのないよう処置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、緊密な情報交換を心がけております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

a 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 吉村孝郎

指定有限責任社員業務執行社員 高木政秋

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他12名

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役の宮田俊男は、豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外監査役の龍湖康雄は、様々な業界での職務経験と他の会社における経営経験、又は監査役として豊富な経験を有しており当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の葉山孝は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の佐藤弘康は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しており当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外監査役葉山孝は当社普通株式41,500株を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役に関しては会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

役員報酬の内容

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック・オ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く)	52,080	52,080	-	-	-	3
社外役員	16,500	16,500	-	-	-	5

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各役員の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2銘柄

貸借対照表計上額の合計額 242,000千円

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社		
計	17,000	-

区 分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	-
連結子会社	-	-
計	19,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、当社監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。)

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により、財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計専門誌等の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
 (平成28年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	850,211
受取手形及び売掛金	240,700
繰延税金資産	21,152
その他	28,326
貸倒引当金	36
流動資産合計	1,140,353
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	1 30,786
工具、器具及び備品（純額）	1 17,397
有形固定資産合計	48,183
無形固定資産	
のれん	156,629
ソフトウェア	28,374
ソフトウェア仮勘定	42,267
無形固定資産合計	227,271
投資その他の資産	
投資有価証券	242,000
関係会社株式	2 51,892
敷金	43,462
繰延税金資産	1,256
投資その他の資産合計	338,612
固定資産合計	614,067
資産合計	1,754,420

(単位：千円)

当連結会計年度
 (平成28年9月30日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	76,648
未払法人税等	5,643
賞与引当金	24,267
ポイント引当金	42,546
その他	67,926
流動負債合計	217,032
固定負債	
長期借入金	300,666
資産除去債務	15,212
固定負債合計	315,878
負債合計	532,910
純資産の部	
株主資本	
資本金	506,205
資本剰余金	528,629
利益剰余金	174,052
株主資本合計	1,208,887
新株予約権	12,622
純資産合計	1,221,509
負債純資産合計	1,754,420

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
売上高	973,648
売上原価	221,301
売上総利益	752,347
販売費及び一般管理費	694,604
営業利益	57,742
営業外収益	
受取利息	150
為替差益	261
その他	1,066
営業外収益合計	1,478
営業外費用	
支払利息	857
持分法による投資損失	7,107
営業外費用合計	7,964
経常利益	51,256
税金等調整前当期純利益	51,256
法人税、住民税及び事業税	21,373
法人税等調整額	6,272
法人税等合計	27,645
当期純利益	23,611
親会社株主に帰属する当期純利益	23,611

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
当期純利益	23,611
包括利益	23,611
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	23,611

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	494,655	11,970	484,655	150,440	1,141,721	3,241	1,144,962
当期変動額							
新株の発行	11,550	11,970	11,550		11,130		11,130
株式交換による増加			32,424		32,424		32,424
親会社株主に帰属する当期純利益				23,611	23,611		23,611
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						9,381	9,381
当期変動額合計	11,550	11,970	43,974	23,611	67,165	9,381	76,546
当期末残高	506,205		528,629	174,052	1,208,887	12,622	1,221,509

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
 (自 平成27年10月1日
 至 平成28年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	51,256
減価償却費	17,944
のれん償却額	33,999
貸倒引当金の増減額(は減少)	2
受取利息及び受取配当金	150
支払利息	857
持分法による投資損益(は益)	7,107
売上債権の増減額(は増加)	54,495
賞与引当金の増減額(は減少)	8,564
未払消費税等の増減額(は減少)	14,082
ポイント引当金の増減額(は減少)	9,961
その他	26,690
小計	42,516
利息及び配当金の受取額	150
利息の支払額	968
法人税等の支払額	37,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,407
投資活動によるキャッシュ・フロー	
貸付けによる支出	30,000
有形固定資産の取得による支出	6,852
無形固定資産の取得による支出	42,809
投資有価証券の取得による支出	227,000
関係会社株式の取得による支出	59,000
敷金及び保証金の差入による支出	2,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	368,335
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	275,000
長期借入金の返済による支出	37,514
株式の発行による収入	11,130
新株予約権の発行による収入	9,685
財務活動によるキャッシュ・フロー	258,301
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	105,626
現金及び現金同等物の期首残高	945,622
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	2 10,215
現金及び現金同等物の期末残高	1 850,211

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社Mediplat

当連結会計年度において新たに株式を取得したことに伴い、株式会社Mediplatを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

1社

非連結子会社の名称

ピアプラクティス株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

持分法を適用した関連会社等の名前

株式会社medパス

株式会社medパスについては新規設立により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

1社

非連結子会社の名称

ピアプラクティス株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち事業年度が連結会計年度と異なる会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金

MedPeer会員に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込み額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱

(2) 適用予定日

平成29年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響は、軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	29,178千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
関係会社株式	51,892千円

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
役員報酬	68,580	千円
給料及び手当	181,271	
賞与引当金繰入額	16,693	
広告宣伝費	13,288	
ポイント費用	91,262	
ポイント引当金繰入額	9,961	
支払手数料	110,430	
貸倒引当金繰入額	2	
のれん償却	33,999	

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	8,431,000	235,950		8,666,950
合計	8,431,000	235,950		8,666,950
自己株式				
普通株式				
合計				

(変動事由の概要)

増加の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加	165,000株
株式会社Mediplatの株式交換による増加	70,950株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年 度末残高 (千円)	
			当連結会計 年度期首	増加	減少		当連結会計 年度末
提出会社	第9回 新株予約権	普通株式	318,600		24,900	293,700	2,937
	第10回 新株予約権	普通株式		266,400		266,400	2,930
	第11回 新株予約権	普通株式		614,100		614,100	6,755
合計			318,600	880,500	24,900	1,174,200	12,622

(注) 第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(変動事由の概要)

増減の内訳は次のとおりであります。

第10回新株予約権の発行による増加	266,400株
第11回新株予約権の発行による増加	614,100株
第9回新株予約権の償却による減少	24,900株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	850,211千円
現金及び現金同等物	850,211千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社Mediplatを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	10,603千円
固定資産	16,409千円
資産合計	27,012千円
流動負債	35,051千円
負債合計	35,051千円

なお、流動資産には、連結開始等の現金及び現金同等物10,215千円が含まれており、「株式交換による現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

また株式交換により増加した資本剰余金は32,424千円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算後7年であります。このうち一部は、変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)をご参照ください)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	850,211	850,211	
(2) 受取手形及び売掛金	240,663	240,663	
(3) 敷金	43,462	43,462	
資産計	1,134,337	1,134,337	
(1) 未払法人税等	5,643	5,643	
(2) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	377,314	377,322	8
負債計	382,957	382,966	8

() 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
非上場株式	293,892

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(平成28年9月30日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	76,648	76,648	71,648	53,896	34,154	64,320
合計	76,648	76,648	71,648	53,896	34,154	64,320

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成28年9月30日)

その他の有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額242,000千円)、関係会社株式(連結貸借対照表計上額51,892千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成26年10月1日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

第3回(あ)新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 62,500株
付与日	平成22年11月30日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年10月21日～平成32年9月28日

第3回(う)新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 110,000株
付与日	平成23年9月27日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年8月18日～平成32年9月28日

第5回(あ)新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株
付与日	平成24年6月1日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月15日～平成34年4月4日

(注)平成24年4月5日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権は、当連結会計年度末までに全て行使が完了しております。

第6回(あ)新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 212,500株
付与日	平成24年9月26日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年9月26日～平成34年9月4日

第7回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 17名
株式の種類及び付与数	普通株式 222,500株
付与日	平成25年9月27日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年9月28日～平成35年9月26日

第8回(あ)新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 138,500株
付与日	平成26年1月10日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年12月29日～平成35年12月25日

第 8 回(い)新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,000株
付与日	平成26年2月28日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年12月29日～平成35年12月25日

第 9 回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、執行役員 1名 当社従業員 29名
株式の種類及び付与数	普通株式 324,500株
付与日	平成26年12月25日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、下記乃至に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>平成27年9月期において、売上高が14.5億円を超過し、かつEBITDA(当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及び無形固定資産償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。)が正の値となった場合 行使可能割合:10%</p> <p>平成27年9月期乃至平成30年9月期のうち、いずれかの期において売上高が20億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合:50%</p> <p>平成27年9月期乃至平成30年9月期のうち、いずれかの期において売上高が30億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合:100%</p> <p>(2) 上記(1)における売上高及びEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により売上高もしくは参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年1月1日～平成36年11月26日

第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、執行役員 1名 当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 266,400株
付与日	平成28年2月29日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、平成29年9月期乃至平成31年9月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>平成29年9月期及び平成30年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p>平成30年9月期及び平成31年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>(2) 上記(1)における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成31年1月1日～平成35年2月28日

第11回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 614,100株
付与日	平成28年5月31日
権利確定条件	<p>(1) 本新株予約権者は、次の各号を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>割当日から5年以内に株式会社東京証券取引所における直前1か月の当社普通株式の終値平均値が5,640円以上となった場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p>割当日から3年以内に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,820円以上となった場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>(2) 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員、従業員を退任、退職もしくは、当社または当社関係会社との契約関係が終了した場合、当該退任、退職または契約が終了した時点で上記(1)に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年5月31日～平成35年5月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回(あ) 新株予約権	第3回(う) 新株予約権	第6回(あ) 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回(あ) 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	187,500	120,500
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	27,500	6,500
権利確定(株)	-	-	-	160,000	-
未確定残(株)	-	-	-	-	114,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	25,000	50,000	190,000	-	-
権利確定(株)	-	-	-	160,000	-
権利行使(株)	-	-	165,000	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	25,000	50,000	25,000	160,000	-

	第8回(い) 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	5,000	318,600	-	-
付与(株)	-	-	266,400	614,100
失効(株)	-	24,900	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	5,000	293,700	266,400	614,100
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

(注)平成26年10月1日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回(あ) 新株予約権	第3回(う) 新株予約権	第6回(あ) 新株予約権	第7回新株予約権	第8回(あ) 新株予約権
権利行使価格 (円)	110	110	140	150	220
行使時平均株価 (円)	-	-	712	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第8回(い) 新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	220	1,818	416	635
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注)平成26年10月1日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション式

主な基礎数値及び見積方法

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
株価変動性(注)1	43.47%	60.24%
予想残存期間(注)2	7年	3.5年
予想配当(注)3	0円/株	0円/株
無リスク利率(注)4	0.131%	0%

- (注)1.第10回新株予約権は平成28年2月10日開催の取締役会決議前取引日、並びに第11回新株予約権は平成28年5月13日開催の取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値に基づき算定しております。
- 2.第10回新株予約権は十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の満期日において行使されるものと推定して見積っております。第11回新株予約権は権利行使期間の算定基準日から権利行使期間の中間点までと断定して見積っております。
- 3.平成27年9月期の配当実績によっております。
- 4.予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを基礎として算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 122,195千円
- (2) 当連結会計年度末において権利行使された
 Stock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 93,820千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	13,129千円
賞与引当金	7,488
資産除去債務	4,658
未払事業税	496
株式取得関連費用	1,100
繰越欠損金	7,638
その他	140
繰延税金資産小計	34,653
評価性引当額	8,755
繰延税金資産合計	25,897
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	3,488
繰延税金負債合計	3,488
繰延税金資産純額	22,408

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	21,152千円
固定資産 - 繰延税金資産	1,256千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.6%
住民税均等割等	4.5%
持分法による投資損益	4.6%
評価性引当額の増減	2.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

当該税率変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社Mediplat (以下、「MP社」という。)

事業内容 遠隔診療プラットフォーム及び医師向けプラットフォームの提供

企業結合を行った主な理由

MP社は、テレビ電話で医師への相談ができるオンライン医療相談プラットフォーム「first call」を平成28年2月より 版で展開しており、遠隔医療サービスを日本国内で展開している数少ない企業の一つであります。

10万人以上の医師会員を中心とした医療における多方面のネットワークを持つ当社とMP社が統合することにより、より充実した遠隔医療サービスの開発と医師へ適切な情報提供を行いながら、医師と当該サービスのマッチングを促進することで、国民の医療の質のさらなる向上と効率化やへき地医療の充実など、遠隔医療全体の発展に寄与できると見込んでおります。

また、当社にとっても事業ポートフォリオ拡充により、一層の事業基盤強化を見込めることから、本件合意に至りました。

企業結合日

平成28年7月1日

企業結合の法的形式

株式交換

企業結合後の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年9月30日をみなし取得日としているため、当連結会計年度の連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式	32,424千円
取得原価		32,424千円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

普通株式の交換比率

株式会社Mediplatの普通株式 1株：当社の普通株式 47.3株

株式交換比率の算定方法

株式交換比率の公正性・妥当性を期すため、当社はグローウィン・パートナーズ株式会社を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として、選定算定を依頼しました。

かかる算定結果を参考に当社及びMediplatで株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

交付した株式数

当社普通株式 70,950株

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

株式鑑定評価に対する報酬及び弁護士報酬等 3,592千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

40,462千円

発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の被取得企業の時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして処理しております。

償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積もり、合理的な期間で均等償却する予定であります。

なお、投資効果の発現する期間については現在算定中であります。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	10,603千円
固定資産	16,409千円
資産合計	27,012千円
流動負債	35,051千円
固定負債	-
負債合計	35,051千円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	62千円
営業損益	20,256千円
経常利益	20,304千円
税金等調整前当期純損益	20,304千円
親会社株主に帰属する当期純損益	20,394千円
1株当たり当期純損益	2.37円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、内部取引消去等の調整を加えて算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

また、実際に当該企業結合が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、当該注記は監査証明は受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.849%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
期首残高	15,084千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	
時の経過による調整額	128千円
期末残高	15,212千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	医師集合知サービス	医師求人情報サービス	合計
外部顧客への売上高	881,979	91,668	973,648

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高
ファイザー株式会社	113,583
武田薬品工業株式会社	100,000

(注)当社グループは、単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	島田 亨			会社役員	被所有直接 8.59	当社取締役 (注)	新株予約権 の行使	11,970		

(注)島田亨氏については、平成27年12月18日開催の定時株主総会をもって、当社取締役を退任しております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	139.48円
1株当たり当期純利益金額	2.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2.66円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	23,611
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	23,611
普通株式の期中平均株式数(株)	8,587,196
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	282,774
(うち新株予約権)(株)	(282,774)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第9回新株予約権 (新株予約権の数2,937個)
	第10回新株予約権 (新株予約権の数2,664個)
	第11回新株予約権 (新株予約権の数6,141個)

(重要な後発事象)

(株式取得による会社等の買収)

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会において、クックパッド株式会社より、株式会社クックパッドダイエトラボ(以下、CPD社)の発行済株式の84.7%を取得し、子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議し、同日付で締結しております。なお、株式の取得手続きは平成28年10月1日に完了しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

名称 株式会社クックパッドダイエトラボ

事業内容 健保組合向け事業、一般消費者向けダイエツトインターネット・メディア事業

企業結合を行った主な理由

当社は現在、従来の医師の支援のみならず、医師ネットワークを活用した遠隔医療サービスなどコンシューマー向けの支援へと事業拡大を図っておりますが、ここに食のスペシャリストである管理栄養士ネットワークを組み合わせることで、より多角的なサービスを提供することが可能となり、当社グループとして医療・ヘルスケア全体を通じた総合的なサービス開発をこれまで以上に推進すべく、CPD社の株式を取得し、子会社化することといたしました。

企業結合日

平成28年10月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称

株式会社フィッツプラス

取得した議決権比率

84.7%

取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	225,000千円
取得原価		225,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 2,000千円

(4) 支払資金の調達方法及び支払方法

借入金により充当

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	30,516	76,648	0.53	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	109,312	300,666	0.53	平成29年10月1日～ 平成35年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他の有利子負債				
合計	139,828	377,314		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	76,648	71,648	53,896	34,154

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)				973,648
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)				51,256
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)				23,611
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)				2.75

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)				1.35

(注) 当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期から第3四半期に係る金額を記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	945,622	839,995
受取手形及び売掛金	186,190	240,686
前払費用	8,764	14,248
繰延税金資産	27,867	21,152
関係会社短期貸付金	-	30,000
その他	1,542	² 13,703
貸倒引当金	34	36
流動資産合計	1,169,953	1,159,749
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,508	30,786
工具、器具及び備品	19,705	17,397
有形固定資産合計	55,214	48,183
無形固定資産		
のれん	150,166	116,166
ソフトウェア	-	22,284
ソフトウェア仮勘定	15,355	31,948
無形固定資産合計	165,522	170,399
投資その他の資産		
投資有価証券	15,000	242,000
関係会社株式	-	95,016
敷金	40,789	43,462
繰延税金資産	813	1,256
投資その他の資産合計	56,602	381,735
固定資産合計	277,339	600,318
資産合計	1,447,292	1,760,068

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	30,516	76,648
未払金	22,244	37,341
未払費用	13,054	2,806
未払法人税等	19,346	5,553
前受金	17,745	389
預り金	3,410	4,939
賞与引当金	15,702	24,267
ポイント引当金	52,508	42,546
その他	3,405	17,488
流動負債合計	177,934	211,980
固定負債		
長期借入金	109,312	300,666
資産除去債務	15,084	15,212
固定負債合計	124,396	315,878
負債合計	302,330	527,859
純資産の部		
株主資本		
資本金	494,655	506,205
新株式申込証拠金	1 11,970	-
資本剰余金		
資本準備金	484,655	528,629
資本剰余金合計	484,655	528,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	150,440	184,751
利益剰余金合計	150,440	184,751
株主資本合計	1,141,721	1,219,586
新株予約権	3,241	12,622
純資産合計	1,144,962	1,232,209
負債純資産合計	1,447,292	1,760,068

【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	1,039,896	973,648
売上原価	149,692	221,301
売上総利益	890,203	752,347
販売費及び一般管理費	2 753,735	1、2 691,012
営業利益	136,468	61,334
営業外収益		
受取利息	181	1 150
為替差益	-	261
その他	634	1,066
営業外収益合計	815	1,478
営業外費用		
支払利息	315	857
株式交付費	250	-
為替差損	321	-
その他	477	-
営業外費用合計	1,365	857
経常利益	135,919	61,956
特別損失		
本社移転費用	16,236	-
特別損失合計	16,236	-
税引前当期純利益	119,682	61,956
法人税、住民税及び事業税	54,091	21,373
法人税等調整額	4,806	6,272
法人税等合計	49,285	27,645
当期純利益	70,397	34,310

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	103,807	62.9	153,231	58.1
経費		61,240	37.1	110,707	41.9
小計		165,047	100.0	263,938	100.0
他勘定振替額	2	15,355		42,637	
売上原価		149,692		221,301	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	5,250	2,853
支払手数料	8,982	53,465
通信費	24,275	30,294
賃借料	12,802	12,077

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	15,355	42,637
計	15,355	42,637

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金				
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	493,255	-	483,255	483,255	80,043	80,043	1,056,554	-	1,056,554
当期変動額									
新株の発行	1,400		1,400	1,400			2,800		2,800
新株式申込証拠金の 払込による収入		11,970					11,970		11,970
株式交換による増加							-		-
当期純利益					70,397	70,397	70,397		70,397
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								3,241	3,241
当期変動額合計	1,400	11,970	1,400	1,400	70,397	70,397	85,167	3,241	88,408
当期末残高	494,655	11,970	484,655	484,655	150,440	150,440	1,141,721	3,241	1,144,962

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金				
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	494,655	11,970	484,655	484,655	150,440	150,440	1,141,721	3,241	1,144,962
当期変動額									
新株の発行	11,550	11,970	11,550	11,550			11,130		11,130
新株式申込証拠金の 払込による収入							-		-
株式交換による増加			32,424	32,424			32,424		32,424
当期純利益					34,310	34,310	34,310		34,310
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								9,381	9,381
当期変動額合計	11,550	11,970	43,974	43,974	34,310	34,310	77,865	9,381	87,246
当期末残高	506,205	-	528,629	528,629	184,751	184,751	1,219,586	12,622	1,232,209

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方針

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
のれん	5年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

MedPeer会員に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込み額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

- 1 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

前事業年度(平成27年9月30日)

株式の発行数	85,500株
資本金の増加の日	平成27年10月13日
資本準備金に繰入れる予定の金額	5,985千円

当事業年度(平成28年9月30日)

該当事項はありません。

- 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度(平成27年9月30日)	当事業年度(平成28年9月30日)
立替金	千円	669千円
その他(流動資産)	千円	283千円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業取引高		
販売費及び一般管理費	千円	5,762千円
営業取引以外の取引高	千円	47千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24.4%、当事業年度13.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75.6%、当事業年度86.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
広告宣伝費	60,580千円	13,288千円
役員報酬	64,860	68,580
給料及び手当	165,181	181,271
支払手数料	95,461	106,837
減価償却費	9,922	9,691
貸倒引当金繰入額	10	2
賞与引当金繰入額	13,163	16,693
ポイント費用	115,259	91,262
ポイント引当金繰入額	8,494	9,961
のれん償却	19,833	33,999

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、次の通りであります。

区分	前事業年度(平成27年9月30日)	当事業年度(平成28年9月30日)
子会社株式	千円	46,016千円
関連会社株式	千円	49,000千円
計	千円	95,016千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	17,359千円	13,129千円
未払事業税	1,439	496
賞与引当金	5,191	7,488
資産除去債務	4,866	4,658
未払費用	3,865	
その他	198	124
繰延税金資産合計	32,920	25,897
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,239	3,488
繰延税金負債合計	4,239	3,488
繰延税金資産の純額	28,680	22,408

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%	5.5%
住民税均等割等	0.4%	3.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	1.9%	2.6%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2%	44.6%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

当該税率変更が財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	35,508	-	-	4,722	30,786	9,652
	工具、器具及び備品	19,705	6,852	-	9,160	17,397	19,526
	計	55,214	6,852	-	13,883	48,183	29,178
無形固定資産	ソフトウェア	-	26,216	-	3,932	22,284	-
	ソフトウェア仮勘定	15,355	42,809	26,216	-	31,948	-
	のれん	150,166	-	-	33,999	116,166	-
	計	165,522	69,026	26,216	37,932	170,399	-

(注) 1 当期増加額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PCの購入	6,852千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェアの完成による振替	26,216千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェアの開発	42,809千円

2 当期減少額は次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェアの完成による振替	26,216千円
-----------	--------------------	----------

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	34	2		36
賞与引当金	15,702	24,267	15,702	24,267
ポイント引当金(注)	52,508	94,032	103,994	42,546

(注) ポイント引当金の「当期減少額」は、洗替えによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から 9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://medpeer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第11期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）平成27年12月18日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年12月18日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（四半期報告書）

第12期第1四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日 関東財務局長に提出。

第12期第2四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月13日 関東財務局長に提出。

第12期第3四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日 関東財務局長に提出。

（確認書）

第12期第1四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日 関東財務局長に提出。

第12期第2四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月16日 関東財務局長に提出。

第12期第3四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

平成27年12月21日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

平成28年2月10日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(4)平成28年2月10日に提出した臨時報告書の訂正報告書）

平成28年2月24日 関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

その他の者に対する割当

平成28年5月13日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月21日

メドピア株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 政秋

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、メドピア株式会社の平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、メドピア株式会社が平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月21日

メドピア株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木政秋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。